

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和4年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	JFE エンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1	令和4年3月22日から令和4年7月21日まで(2ヶ月+2ヶ月) 沖縄県	公契約関係競売等妨害又は談合 左記有資格者について、令和4年3月31日付け阪空契第2542号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記により指名停止の期間を変更した。 平成29年5月に竹富町発注の「竹富町東部第1区海底送水管更新工事」の指名競争入札について、官製談合防止法違反の容疑でJFEエンジニアリング株式会社沖縄支店長代理らが令和4年3月6日に沖縄県警に再逮捕された。 上記が明らかとなったため、指名停止措置期間を変更(加算2ヶ月)する。
2	株式会社有我工業所	北海道空知郡上富良野町中町3-2-1	令和4年3月31日から令和4年7月30日まで(3ヶ月+1ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 左記有資格者について、令和4年3月31日付け阪空契第2542号をもって指名停止の通知を行ったところであるが、この度、下記により指名停止の期間を変更した。 北海道警察は、令和4年3月7日、落札業者に非公開の情報を漏らした見返りに現金約200万円を受け取ったとして前南富良野町長を加重収賄の疑いで、株式会社有我工業所社長を贈賄の疑いでそれぞれ再逮捕した。 上記が明らかとなったため、指名停止措置期間を変更(加算1ヶ月)する。

3	タチバナ工業株式会社	香川県高松市朝日新町32-45	<p>令和4年4月18日から令和4年7月17日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>香川県小豆郡土庄町が発注した沖之島の架橋工事をめぐり、前町長より入札に関する秘密情報(最低制限価格)を聞き出して不正に落札したとして、タチバナ工業(株)の取締役専務が令和4年2月3日、香川県警に逮捕され、令和4年2月24日、公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたものである。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け空経第386号の別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
4	株式会社ナカテック	滋賀県大津市におの浜3丁目4-40	<p>令和4年4月18日から令和4年6月17日まで(2ヶ月)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>滋賀県日野町が令和2年9月18日に行った「第61-工農集1号 農業集落排水事業 東桜谷地区機能強化対策工事(その1)」の指名競争入札において、同町上下水道課の職員が(株)ナカテックの営業工事部課長に秘密事項である予定価格や最低制限価格を教えたとして、令和4年3月7日、同町の同職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、また、(株)ナカテックの同課長も公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け空経第386号の別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

5	谷川工業株式会社	広島県広島市西区中広町1-3-18 メイゾン・ド・中広ビル3階	<p>令和4年5月23日から令和4年6月22日まで(1ヶ月)</p> <p>岡山県・鳥取県・島根県・広島県・山口県</p>	<p>建設業法違反行為</p> <p>谷川工業株式会社は、広島市水道局と令和3年2月に契約締結した山田第一ポンプ所ほか新築その他工事において、営業所の専任技術者を専任が必要な監理技術者として配置し、現場に常駐させた。</p> <p>そのため、当該技術者は営業所に常勤して専らその職務に従事すべきと、専任しているとは認め難い状態にあった。</p> <p>このことは、建設業法第7条第2号に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け空経第386号)の別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
6	道岡建設工業株式会社	大阪府堺市堺区石津町1-3-15-20	<p>令和4年6月1日から令和4年7月31日まで(2ヶ月)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>建設業法違反行為</p> <p>道岡建設工業株式会社は、大阪市内の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構発注の工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して辻原総業株式会社に請け負わせた。</p> <p>また、当該建設業者は上記工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。</p> <p>このため、当該建設業者は、令和4年4月1日に建設業許可部局(大阪府)より、25日間の営業停止処分を受けたものである。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け空経第386号)の別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

7	株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	<p>令和4年6月30日から令和4年8月29日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、株式会社銭高組の元名古屋支店長が令和4年5月31日に、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適當であると認められるため。</p>
8	アイサワ工業株式会社	岡山県岡山市北区表町1-5-1	<p>令和4年6月30日から令和4年8月29日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、アイサワ工業株式会社の名古屋支店長が令和4年5月31日に、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適當であると認められるため。</p>

9	株式会社シムックス	群馬県太田市植木野町300番地1	令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>株式会社シムックスは、国(関東地方整備局発注)や自治体等が発注した機械警備業務で入札談合を繰り返したとして、令和4年2月25日公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反(不当な取引制限)が認定され排除措置命令が出された。また、一定の売り上げがあった同社に対し課徴金納付命令が出された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
10	ケービックス株式会社	群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3	令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>ケービックス株式会社は、国(関東地方整備局発注)や自治体等が発注した機械警備業務で入札談合を繰り返したとして、令和4年2月25日公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反(不当な取引制限)が認定され排除措置命令が出された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

11	東朋産業株式会社	群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2	令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反行為 東朋産業株式会社は、国(関東地方整備局発注)や自治体等が発注した機械警備業務で入札談合を繰り返したとして、令和4年2月25日公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反(不当な取引制限)が認定され排除措置命令が出された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。
12	セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1番地10	令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反行為 セコム上信越株式会社は、国(関東地方整備局発注)や自治体等が発注した機械警備業務で入札談合を繰り返したとして、令和4年2月25日公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反(不当な取引制限)が認定された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。

13	株式会社キョウラク	京都府京都市伏見区下鳥羽上三栖町16	<p>令和4年8月4日から令和4年9月3日まで(1ヶ月)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>株式会社キョウラク及び当該業者の前代表取締役が、当該業者の業務に関し、平成30年10月1日から令和2年9月30日までの2事業年度において、架空の外注費を計上するなどの方法により所得を秘匿して確定申告することで、正規の法人税額及び地方法人税額との差額相当額を免れたとして、法人税法違反及び地方法人税法違反の疑いで、京都地方検察庁より公訴を提起された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
14	株式会社西原環境	東京都港区海岸3丁目20番20号	<p>令和4年8月10日から令和4年8月23日まで(2週間)</p> <p>富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県</p>	<p>一般工事事務</p> <p>株式会社西原環境は、令和3年8月19日、豊橋市発注の下水処理施設の運転保守委託業務において必要な安全措置を講じず、作業員が汚水槽に転落する死亡事故を発生させたことから、労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和4年5月23日、豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(一般工事事務)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

15	株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3マルイト難波ビル	令和4年9月26日から令和4年10月25日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>当該業者の一般役員(元営業所長)は、千葉営業所長だった令和2年4月、千葉縣市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不适当であると認められるため。</p>
16	愛知県警備業協同組合	愛知県名古屋市北区平安二丁目1番14号	令和4年10月11日から令和5年1月11日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>当該組合は、警備業法第7条に定める警備業の認定証更新を失念したことにより、大阪航空局中部空港事務所と契約中の「令和4年度中部空港事務所庁舎警備業務」の履行を継続することが困難となったため、令和4年9月17日付けで当該契約を解除することとなった。</p> <p>以上のことは極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不适当であると認められるため。</p>

17	株式会社KADOKAWA	東京都千代田区富士見2丁目13番3号	<p>令和4年10月28日から令和5年1月27日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>贈賄</p> <p>株式会社KADOKAWAの代表役員寺(取締役会長)及び一般役員等(元専務執行役員)は、令和元年9月～令和3年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスポンサー選定などで有利な取り計らいを受けるために、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約6,900万円を渡したとして、元専務執行役員が令和4年9月6日、取締役会長が14日に贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
18	コーセン建設株式会社	大阪府大阪市東住吉区東田辺1-15-8	<p>令和4年10月28日から令和5年1月5日まで(3ヶ月)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>建設業法違反</p> <p>コーセン建設株式会社は、令和4年8月8日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の監督処分を受けた。</p> <p>① 17日間の営業停止処分</p> <p>大阪市内の民間発注工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせたことや、建設業法第24条の8第1項の規定に違反し、虚偽の施工体制台帳を作成したことなどによる。</p> <p>② 指示処分</p> <p>大阪市内の2つの民間発注工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、専任要件を満たさない監理技術者を工事現場に配置したことによる。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められる。</p>

19	株式会社大広	大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号	<p>令和4年10月28日から令和4年11月27日まで(1ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>贈賄</p> <p>株式会社大広の一般役員等(執行役員)は、令和元年9月～令和4年2月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約600万円を渡したとして、令和4年9月27日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号口(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
20	株式会社鈴木塗装工務店	東京都足立区柳原2-30-14	<p>令和4年10月28日から令和4年12月8日まで(6週間)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。</p> <p>このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

21	北辰映電株式会社	広島県広島市中区上幟町8-39	令和4年11月30日から令和5年2月27日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>北辰映電株式会社は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
22	株式会社新星工業社	広島県広島市南区宇品海岸3丁目8番60号	令和4年11月30日から令和5年5月30日まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>北辰映電株式会社は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

23	株式会社ハイエレコン	広島県広島市西区草津新町1丁目21番35	令和4年11月30日から令和5年5月30日まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>株式会社ハイエレコンは、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適當であると認められるため。</p>
24	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号	令和4年11月30日から令和5年1月30日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>株式会社大塚商会は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適當であると認められるため。</p>

25	株式会社立芝	広島県広島市西区楠木町2丁目4番3号	令和4年11月30日から令和5年5月30日まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>株式会社立芝は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
26	中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町9-12	令和4年11月30日から令和5年5月30日まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>中外テクノス株式会社は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

27	株式会社ソルコム	広島県広島市中区南千田東町2-32	令和4年11月30日から令和5年5月30日まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>株式会社ソルコムは、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
28	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市都島区東野田町4-15-8	令和4年11月30日から令和5年1月30日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>西日本電信電話株式会社は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

29	理研産業株式会社	広島県広島市中区大手町4-6-27	令和4年11月30日から令和5年5月30日まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>理研産業株式会社は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
30	Dynabook株式会社	東京都江東区豊洲5-6-15	令和4年11月30日から令和5年5月30日まで(6ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>Dynabook株式会社は、令和4年10月6日、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

31	株式会社メディカルクリエイト	広島県広島市南区稲荷町1番1号ロイヤルタワー	令和4年12月9日から令和5年3月8日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>贈賄</p> <p>株式会社メディカルクリエイトの代表役員等(元代表取締役)は、代表取締役だった令和3年3月22日頃、国立がん研究センター中央病院の医療機器の調達をめぐり、同病院の当時の放射線技術部長が、同社にしか受注できない仕様書を作成した謝礼として約97万円相当の物品を渡したとして、令和4年10月5日、贈賄容疑で神奈川県警に逮捕された。</p> <p>以上のことは重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
32	株式会社ソラスト	東京都港区港南一丁目7番18号	令和4年12月16日から令和5年2月15日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>株式会社ソラストは、令和4年10月17日、愛知県又は岐阜県に所在する20箇所の病院が発注した医療事務業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

33	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	<p>令和4年12月16日から令和5年2月15日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>株式会社ニチイ学館は、令和4年10月17日、愛知県又は岐阜県に所在する20箇所の病院が発注した医療事務業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
34	(株)ゴセケン	奈良県御所市室1193-1	<p>令和4年12月19日から令和5年3月18日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>贈賄</p> <p>(株)ゴセケンの前会長及び前社長は、奈良県御所市内の工事の受注を巡り、御所市議へ賄賂として現金計7500万円を渡したとして、令和4年10月11日付けで大阪地検特捜部に贈賄罪で在起訴された。以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

35	(株)ADK マーケティング・ソリューションズ	東京都港区虎ノ門1-23-1	令和4年12月23日から令和5年3月22日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	贈賄 (株)ADK マーケティング・ソリューションズの代表役員等(元代表取締役社長)は、令和元年11月～令和4年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。
36	泉陽冷熱(株)	大阪府堺市南区榎371	令和4年12月23日から令和5年2月22日まで(2ヶ月) 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	不正又は不誠実な行為 泉陽冷熱(株)は、当局発注の「八尾空港庁舎一般事務室その他1カ所空気調和設備工事」に係る入札において、入札書及び工事費内訳書に記載した金額では当該工事が履行できないことを理由に低入札調査の協力を拒否した。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。

37	(株)田淵建築設計事務所	和歌山県和歌山市築港4-2-1	<p>令和5年1月16日から令和5年4月15日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>贈賄</p> <p>(株)田淵建築設計事務所の当時社長は、和歌山県海南市発注の市有建物の設計を巡り、贈賄の容疑で和歌山県警に逮捕された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
38	(株)リクデン	福岡県田川市大字川宮1215	<p>令和5年2月3日から令和5年4月13日まで(10週間)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>建設業法違反行為</p> <p>株式会社リクデンは当局発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第6号に該当するものとして、令和4年12月22日に建設業許可部局(福岡県)より7日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第14号イ(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

39	(株)電通	東京都港区東新橋1-8-1	令和5年2月20日から令和5年11月19日まで(9ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 東京地検特捜部は、令和5年2月8日(木)に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で(株)電通ほか2社の社員等を逮捕した。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。
40	(株)フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海1-1-20	令和5年2月20日から令和5年11月19日まで(9ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 東京地検特捜部は、令和5年2月8日(木)に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で(株)電通ほか2社の社員等を逮捕した。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。

41	(株)セレスポ	東京都豊島区北大塚1-21-5	<p>令和5年2月20日から令和5年11月19日まで(9ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>東京地検特捜部は、令和5年2月8日(木)に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で(株)電通ほか2社の社員等を逮捕した。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
42	株式会社朝日工務店	大阪府大阪市天王寺区細工谷1-10-1	<p>令和5年2月24日から令和5年4月6日(6週間)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>建設業法違反行為</p> <p>株式会社朝日工務店は、令和4年12月14日付けで建設業許可部局(大阪府)より、吹田市内の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して解体工事業に係る同項の許可を受けずに請負代金が建設業法施行令第1条の2に定める金額以上となる建設工事を請け負ったとして、3日間の営業の停止の処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

43	(株)博報堂 (株)東急エージェンシー (株)セイムトゥー	東京都港区赤坂5-3-1 東京都港区西新橋1-1-1 東京都千代田区永田町2-4-3	令和5年3月6日から令和5年12月5日まで(9ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 公正取引委員会は、令和5年2月28日(火)に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社電通グループ等6社等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は(株)博報堂等を起訴した。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
44	大陽塗装工業株式会社	岡山県岡山市北区下伊福本町1-31	令和5年3月23日から令和5年4月5日まで(2週間) 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 大陽塗装工業(株)は、令和4年1月29日、岡山県赤磐市の2階建ての建物屋上で、作業員に防水シート設置作業を行わせた際、必要な墜落防止措置を講じず作業員が転落し死亡事故を起こしたことから、労働安全衛生法違反により、令和5年1月25日、岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 以上のことは極めて不適切な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

45	五洋建設(株)	東京都文京区後楽2-2-8	<p>令和5年3月10日から令和5年4月9日まで(1ヶ月)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>五洋建設(株)の現場代理人(当時)は、西日本高速道路(株)発注の『新名神高速道路大津ジャンクション東工事』において、令和3年7月9日に同工事現場内で、作業員が全治3ヶ月の骨折を負う労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告しなかったとして、令和4年3月11日、労働安全衛生法違反の疑いで大津労働基準監督署より大津地方検察庁に書類送検され、令和4年12月22日、大津簡易裁判所より罰金の略式命令を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
46	有限会社阿波牛の藤原	徳島県板野郡松茂町広島字東裏3番地	<p>令和5年3月29日から令和5年6月28日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>(有)阿波牛の藤原の代表は、令和2年10月に藍住町教育委員会が発注した学校給食用の阿波牛の購入先選定のため実施した「見積もり合わせ」において、藍住町副町長より当時の藍住町議を通じ、既提出された他業者の見積書の最低価格の情報を入手し、自身は他業者を下回る価格の見積書を提出して自身の会社に受注させたとして、令和5年2月13日、公契約関係競売等妨害容疑で徳島県警に逮捕された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

47	株式会社建綜研	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番5号	<p>令和5年3月31日から令和5年6月30日まで(3ヶ月)</p> <p>福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>(株)建綜研は、令和4年9月に当局と契約した福江空港庁舎外2件改修実施設計において、業務スケジュール進捗管理不足による作業進行遅れのため、履行期限の令和5年2月10日までに業務が完了せず、当該契約の解除を行うこととなった。</p> <p>以上のことは極めて不誠実な行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け空経第386号)の別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
----	---------	--------------------	--	---

注:当該項目の欄には、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に定める別表1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。